

平成26年行政事業レビューシート

(復興庁)

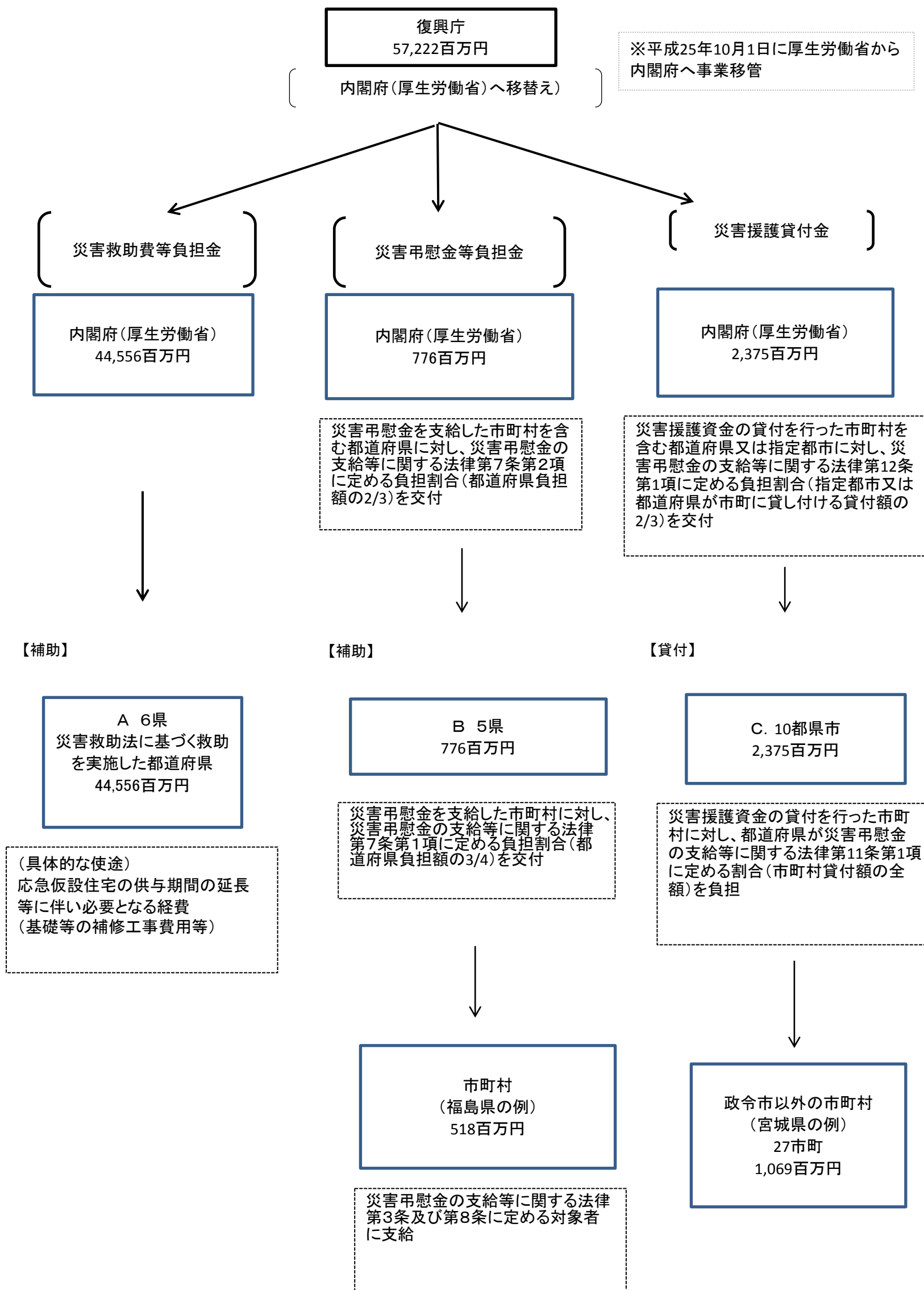
事業名	災害救助法による災害救助等		担当部局庁	復興庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度～(未定)		担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)		参事官 大野 秀敏		
会計区分	東日本大震災復興特別会計		政策・施策名	政策:復興施策の推進 施策:東日本大震災からの復興に係る施策の推進				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法第21条 ・災害弔慰金の支給等に関する法律第7条第2項、第9条 ・災害弔慰金の支給等に関する法律第12条第1項 		関係する計画、通知等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助費の国庫負担について ・東日本大震災における災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸し付けの財源として必要な国庫貸付金の申請等の取扱いについて 				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>【災害救助費等負担金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。 <p>【災害弔慰金等負担金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が、自然災害により死亡した遺族に対して弔慰のために災害弔慰金を、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給する。 <p>【災害援護貸付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害により、住居や家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、その世帯の立て直しに資するため、市町村が災害援護貸付金の貸付を行う。 							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>【災害救助費等負担金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、避難所の設置等の応急救助を実施する。 <p>【災害弔慰金等負担金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、市町村が、自然災害で死亡された者の遺族に対して弔慰金、又は重度の障害を負った者に対して見舞金を支給した場合、国が1/2(都道府県1/4・市町村1/4)補助する。 <p>【災害援護貸付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、市町村が、都道府県内で災害救助法が適用された自然災害で負傷又は住家・家財に被害があった者に対して、災害援護資金を貸し付けた場合に、国がその原資の一部を無利子で貸し付ける。 							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input checked="" type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	-	49,355	52,948	47,490	43,748	
		補正予算	476,131	-	4,275	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	50,330	78,105	-	-	-	
	計		526,460	127,460	57,222	47,490	43,748	
	執行額		513,974	127,459	47,707	-	-	
執行率(%)		97.6%	100.0%	83.4%	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	【災害救助費等負担金】 災害に際して、応急的に必要な救助を行うことによる、被災者の保護と社会の秩序の保全 (災害救助法等に基づき、災害に際して地方公共団体等が行った災害救助等に要する費用の一部を国が負担等するものであり、数値による成果指標の設定になじまない。)	成果実績	-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	-	-
	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	【災害弔慰金等負担金】 市町村が、自然災害により死亡した遺族に対して弔慰のために災害弔慰金を、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給する。 (災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、自然災害によりお亡くなりになった方の御遺族に対し市町村が支給した災害弔慰金の費用等の一部を国が負担するものであり、数値による成果指標の設定になじまない。)	成果実績	-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	-	-
	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	【災害援護貸付金】 自然災害により、住居や家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、市町村が災害援護貸付金の貸付を行い、その世帯の立て直しに資する。 (災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、災害により家財や住家に被害を受けた被災者に対し市町村が貸し付けた災害援護資金の一部を国が貸付するものであり、数値による成果指標の設定になじまない)	成果実績	-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	-	-

活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	【災害救助費等負担金】 応急仮設住宅の入居戸数	活動実績	戸数	123,723	117,674	101,128	-	
		当初見込み	-	-	-	-	100,000	
	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	【災害弔慰金等負担金】 災害弔慰金等支給件数	活動実績	件数	-	1,927	538	-	
		当初見込み	-	-	-	-	530	
	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
【災害援護貸付金】 災害援護資金貸付件数	活動実績	件数	-	13,623	1,638(暫定)	-		
	当初見込み	-	-	-	-	1,600		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	【災害弔慰金等負担金】 (支給限度額) 災害弔慰金:生計維持者が死亡した場合500万円 その他の者が死亡した場合250万円 災害障害見舞金:生計維持者:250万円 その他の者:125万円 (※国は1/2負担)	単位 当たり コスト	-	-	-	-	-	
		計算式	/	-	-	-	-	
平成 26・27 年度 予算 内訳 (単位: 百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	災害救助費等負担金	43,990	40,248	応急仮設住宅の供与戸数の減少にともなう所要見込みの減				
	災害弔慰金等負担金	500	500					
	災害援護貸付金	3,000	3,000					
計	47,490	43,748						

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明		
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	【災害救助費等負担金】 大規模な災害時に、現に救助を必要とする者に対して避難所の設置等の応急救助を実施するものである。そのため、災害救助法の趣旨・目的に照らして、国が地方公共団体へ国庫補助すべき事業であり、遺漏のない救助の実施につながる事となる。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	【災害弔慰金等負担金・災害援護貸付金】 東日本大震災の教訓も踏まえ、国民のニーズがあり、優先度が高い事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	-	災害弔慰金の支給等に関する法律の趣旨・目的に照らして、国が地方公共団体へ国庫補助すべき事業である。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	各費目ごとに必要な項目に限定されている。 例:災害救助法に基づく応急救助と東京電力が負担すべき原子力損害賠償との関係の整理について通知(H24. 8. 2) 例:恒久住宅が不足する地域に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について通知(H25. 4. 2、復興庁、国土交通省及び厚生労働省の連名通知)		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-			
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	【災害救助費等負担金】 応急仮設住宅として救助を必要とする者に提供されている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	例:応急仮設住宅の他用途への活用について通知(H25. 2. 28)		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	例:応急仮設住宅の弾力的な活用(ボランティア等の宿泊利用)について通知(H24. 1. 23)		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	特別会計:東日本大震災分 一般会計:上記以外の震災分		
	事業番号	類似事業名		所管府省・部局名	
	内閣府0048	災害救助等に要する経費		内閣府政策統括官(防災担当)	
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	災害救助費等負担金は、災害に際し、現に救助を必要とする者に対し、応急救助を実施するものであることから、コストの削減等の点検にはなじまない。また救助に当たっては法に基づき、適切に行われている。 災害弔慰金等負担金は、災害に対し、お亡くなりになられた方に対し、行政(国・都道府県、市町村)が御遺族に対し弔慰を示すこと等を目的とするものであることから、コストの削減等の点検にはなじまない。また支給に当たっては法に基づき、適切に災害弔慰金が支給されている。 災害援護貸付金は、災害に対し、被災者が生活の立て直しを図るために市町村が貸し付けるものである。被災者のニーズに応じて貸付が行われる(事業が実施される)ため、コスト削減等の点検にはなじまいと考える。また貸付に当たっては法に基づき、適切に貸付事業が実施されている。			
	改善の方向性	法律の規定に基づき支給するものであり、改善の余地はない。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	災害救助の観点から復興に資する必要性の高い事業であり、引き続き効率性に留意しつつ予算の執行を進めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	事業の目的である災害救助の達成に向け、引き続き、効率的・効果的な予算の執行に努めていく。				
備考					
<ul style="list-style-type: none"> ・「予算額・執行額」の平成23年度部分については、厚生労働省が計上した同様の事業(No069・076・077)の予算額等を参考記載しているもの。 ・平成24年度東日本大震災特別会計予備費(78,106百万円)を活用。 ・当該事業については、平成25年10月1日より厚生労働省から移管した。 					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	-	平成24年	47	平成25年	069・076・077・新26-007

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

A.福島県			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
補助金	災害救助法に基づく救助(応急仮設住宅の 供与等)	27,113			
計		27,113	計		0
B.福島県			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
負担金	災害弔慰金等	518			
計		518	計		0
C.宮城県			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
貸付金	災害援護資金貸付金	1,069			
計		1,069	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックごと
 に最大の金額が
 支出されている者
 について記載す
 る。費目と使途の
 双方で実情が分
 かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	福島県	災害救助法に基づく救助(応急仮設住宅の供与等)	27,113	-	-
2	宮城県	災害救助法に基づく救助(応急仮設住宅の供与等)	15,807	-	-
3	岩手県	災害救助法に基づく救助(応急仮設住宅の供与等)	1,530	-	-
4	茨城県	災害救助法に基づく救助(応急仮設住宅の供与等)	78	-	-
5	千葉県	災害救助法に基づく救助(応急仮設住宅の供与等)	26	-	-
6	栃木県	災害救助法に基づく救助(応急仮設住宅の供与等)	1	-	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	福島県	災害弔慰金等	518	-	-
2	宮城県	災害弔慰金等	132	-	-
3	岩手県	災害弔慰金等	122	-	-
4	神奈川県	災害弔慰金等	3	-	-
5	山形県	災害弔慰金等	1	-	-

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	宮城県	災害援護資金貸付金	1,069	-	-
2	岩手県	災害援護資金貸付金	517	-	-
3	福島県	災害援護資金貸付金	314	-	-
4	仙台市	災害援護資金貸付金	302	-	-
5	茨城県	災害援護資金貸付金	119	-	-
6	千葉県	災害援護資金貸付金	45	-	-
7	青森県	災害援護資金貸付金	6	-	-
8	千葉市	災害援護資金貸付金	2	-	-
9	東京都	災害援護資金貸付金	1	-	-
10	長野県	災害援護資金貸付金	1	-	-